

広島市立大学大学院平和学研究科履修規程

平成30年12月27日

規 程 第 23 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「学則」という。）第19条第3項の規定に基づき、平和学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うために、入学後速やかに、学生ごとに当該学生の提出する所定の届をもとにして、主指導教員を定めるとともに、副指導教員1人または2人を定める。

2 副指導教員は、研究指導において主指導教員を補佐する。

3 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、研究科長に願い出て研究科委員会の承認を得なければならない。

(研究計画書等)

第3条 学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の研究計画書を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の計画書の提出に当たっては、主指導教員の承認を得なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

(履修方法)

第5条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、主指導教員の承認を得て、毎学期の授業開始日から2週間以内に所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 前項に規定する履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合で、当該授業科目担当教員の承認を得たときは、この限りでない。

(学位論文の提出)

第6条 学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、修士論文審査願

及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第7条 学位論文の審査については、別に定める。

(修了要件)

第8条 学則第34条に規定する修了の要件となる単位数は、別表第1のとおりとする。

2 学則第23条の規定により履修した単位を、修了の要件となる単位として認める場合の認定区分は、研究科委員会で決定する。

(最終試験)

第9条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(成績評価)

第10条 成績は、試験の成績等を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表第2のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和元年度に入学した者にも適用する。

別表第1（第8条関係）

区 分			必要単位数
全研究科共通科目			2 単位
研 究 科 開 設 科 目	研究基礎科目	分析・接近法	4 単位以上
		広島と核	4 単位以上
		小計	8 単位以上
	平和の理論	平和と軍縮	2 単位以上
		平和の創造	2 単位以上
		小計	8 単位以上
	グローバル／ リージョナル・ ガヴァナンス	地域と平和	2 単位以上
		国際機構と平和	2 単位以上
		小計	8 単位以上
	特殊演習		4 単位
修了必要単位数			32単位

別表第2（第10条関係）

評 価	評 点
秀	90点～100点
優	80点～ 89点
良	70点～ 79点
可	60点～ 69点
不可	59点以下